⑶　工事場所　石川県金沢市角間町　金沢大学角間Ⅱ団地構内

⑷　工事概要　本工事は、角間Ⅱ団地におけるナノ生命科学研究所棟の新築工事を施工するものである。

【ナノ生命科学研究所棟】

・鉄筋コンクリート造　地上５階、地下１階建

・建築面積　1,372.75㎡

・延べ面積　6,746.87㎡

【渡り廊下】

・鉄骨造　地上２階建

・建築面積　213.78㎡

・延べ面積　213.78㎡

なお、関連する電気設備工事、機械設備工事は別途発注される予定である。

⑸　工期　平成32年３月31日まで

ただし、財政法の定めによる承認を得た場合は、平成32年10月30日まで延長する予定である。

⑹　使用する主な資機材　鉄筋　約973ｔ、コンクリート　約5,794㎥、鉄骨　約87ｔ、板ガラス　約1,080㎡

⑺　本工事は、工事の施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」、「工事全般の施工計画」及び「ワーク・ライフ・バランス等の推進（以下、「技術提案書等」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は，競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は，発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑽　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、紙入札方式参加を希望する場合は、紙入札承諾願（様式任意）を発注者に提出しなければならない。電子入札は、文部科学省入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp/）の電子入札システムにより行う。

２　競争参加資格

⑴　国立大学法人金沢大学会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,200点以上であること。なお、当該競争参加資格については、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室の申請受付窓口において随時受け付けている。

⑷　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

【鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積4,000㎡以上の公共施設の新営工事】

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記２⑸②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記２⑸①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（詳細は入札説明書による。）。）。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（詳細は入札説明書による。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書等」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

本工事における総合評価の方法は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は下記⑶①、②及び③の評価項目において技術提案書等の内容に応じ、評価点を与える。施工体制評価点は、下記⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、評価点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

②　「加算点」の算出方法は、下記⑶①、②及び③の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と⑵②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

②　工事全般の施工計画

③　ワーク・ライフ・バランス等の推進

④　企業の施工体制